

Vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The characters are faint and difficult to decipher but appear to be organized in columns.

Vertical text on the right page, possibly a date or a specific reference number.

外 田 入 登 録 令

出入田管現庁第二部第二課

外人登録令、
一頁

外人登録令施行規則、
一〇頁

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の
渡航制限に関する臨時措置令、
一八頁

北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の
渡航制限に関する臨時措置令施行規則、
二一頁

第一條 この勅令は外国人の入国に關する措置を適切に実施し、
 且つ、外国人に対する諸般の取扱の適正を期することを目的
 とする。

第二條 この勅令において外国人とは、日本の国籍を有しない者
 のうち、左の各号の一至該當する者以外の者をいう。

一 連合軍の將兵及び連合軍に附屬し又は随伴する者並び
 にこれらの者の家族

二 連合軍の最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及び
 使用人並びにこれら者の家族

三 外國政府の公務を帯びて日本に駐在する者及びこれに随伴
 する者並びにこれらの者の家族

同	同	同	同	同	改正
昭	昭	昭	昭	昭	昭
和	和	和	和	和	和
二	二	二	二	二	二
六	七	八	九	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一
〇	一	二	三	四	五
政	政	政	政	法	法
二	二	三	三	二	一
九	二	八	一	三	九
五	七	一	二	九	七
号	号	号	号	号	号

昭和二十九年五月二十七日
 勅令第三十號
 外国人の入国に關する措置を適切に実施し、
 且つ、外国人に対する諸般の取扱の適正を期することを目的
 とする。

第四條 適用しない。外国人は、本邦に入つたときは六十日以内に居住し、在外居住を定め、

のびの区市の存する区域に並ぶに、以下に同じ。一名長に對し、所及

第五條 第一項の申請は、前項に規定する期間を伸長しない事由があること

第六條 市町村の長は、第四條の規定により登録の申請を受けた

司會官が經由すべき港又は飛行場を指定したときは、これを
適用しない。外国人は、本邦に入つたときは六十日以内に
居住し、在外居住を定め、所及
のびの区市の存する区域に並ぶに、以下に同じ。一名長に對し、
第五條 第一項の申請は、前項に規定する期間を伸長しない事由があること
第六條 市町村の長は、第四條の規定により登録の申請を受けた

第十條 居留地の市町村の長に登録証明書を返還しなかつたときは、その者は、十四日以内に
 公吏の請求があるときは、これを提示しなればならぬ。外務大臣の定めらるる官
 外 籍 人 は 外 務 大 臣 の 定 め る 官 公 吏 の 請 求 が あ る と き は、 旅 券
 と 又 は 登 録 証 明 書 に 記 載 さ れ た 事 項 の 真 実 で あ る と を 証 明 す
 る に 足 る 文 書 を 提 示 し な け れ ば な る い。
 第十一條 台湾人のうち外務大臣の定めらるるもの及び朝鮮人は、こ
 の 勅 令 の 適 用 に つ い て は、 当 分 の 間、 こ れ を 外 國 人 と み な す。
 他 の 行 為 は、 疾 病 そ の 他 外 務 大 臣 の 定 め る 事 由 に 因 り 本 人 に お
 い て こ れ を し な け れ ば な る い。
 第十二條 第三條の規定に違反して本邦に入つた者は、三年以下
 の懲役若しくは禁じられた者には、十萬元以下の罰金に処する。三年以下
 の懲役若しくは禁じられた者には、十萬元以下の罰金に処する。及び罰金を併科する
 ことが出来る。

は飛行場の所在地を管轄する都道府県知事の指定する官公吏に
 登録証明書を返還しなかつたときは、その者は、十四日以内
 に居留地の市町村の長に登録証明書を返還しなかつたときは、その者は、十四日以内
 公吏の請求があるときは、これを提示しなればならぬ。外務大臣の定めらるる官
 外 籍 人 は 外 務 大 臣 の 定 め る 官 公 吏 の 請 求 が あ る と き は、 旅 券
 と 又 は 登 録 証 明 書 に 記 載 さ れ た 事 項 の 真 実 で あ る と を 証 明 す
 る に 足 る 文 書 を 提 示 し な け れ ば な る い。
 第十一條 台湾人のうち外務大臣の定めらるるもの及び朝鮮人は、こ
 の 勅 令 の 適 用 に つ い て は、 当 分 の 間、 こ れ を 外 國 人 と み な す。
 他 の 行 為 は、 疾 病 そ の 他 外 務 大 臣 の 定 め る 事 由 に 因 り 本 人 に お
 い て こ れ を し な け れ ば な る い。
 第十二條 第三條の規定に違反して本邦に入つた者は、三年以下
 の懲役若しくは禁じられた者には、十萬元以下の罰金に処する。三年以下
 の懲役若しくは禁じられた者には、十萬元以下の罰金に処する。及び罰金を併科する
 ことが出来る。

